

改正

平成18年5月19日訓令第16号
平成20年2月26日訓令第3号
平成22年2月26日訓令第1号
平成24年3月28日訓令第2号
平成24年8月21日訓令第7号
平成25年3月21日訓令第4号
平成26年3月28日訓令第5号
平成27年3月24日訓令第2号
平成27年8月10日訓令第8号
平成28年2月17日訓令第3号
平成30年2月1日訓令第2号
平成31年2月4日訓令第3号
令和元年5月13日訓令第5号
令和元年8月20日訓令第7号
令和元年11月20日訓令第8号
令和元年12月2日訓令第9号
令和2年3月25日訓令第2号
令和4年5月23日訓令第3号
令和5年5月18日訓令第4号

佐久市建設工事事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市が行う建設工事及びこれに関係する事業の事務処理の適正かつ合理的な運営を図るため、法令及び別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事及びこれに関係のある事業をいう。
- (2) 予算執行者 市長又は佐久市事務処理規則(平成17年佐久市規則第7号)の規定に基づき、予算執行の権限を有する者(専決する者を含む。)をいう。
- (3) 工事等 建設工事の請負及び建設工事に係る測量、調査、設計等の委託をいう。

(事業計画)

第3条 事業を所管する部、局等の長(以下「部長」という。)は、あらかじめ市内の事業を必要とする箇所を調査し、必要な資料を整え事業計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

(内定通知)

第4条 市長は、前条の事業計画について、事業の実施予定箇所が内定したときは、その内容を部長に通知するものとする。

(事業施行準備)

第5条 部長は、前条の規定による通知を受けたときは、必要に応じて、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 実施設計図書の作成
- (2) 工事用地等の確保について、土地所有者その他関係者との協議
- (3) 国庫補助(負担)事業に係る補助金等の交付申請書類の作成
- (4) 地元負担金(寄附金)等に関する事項に係る費用負担についての関係者との協議
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業施行に必要な準備

(事業の変更等)

第6条 部長は、第4条の規定による内定通知の内容を変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)、又は事業箇所の一部の施行を中止し、若しくは事業を翌年度へ繰り越し、若しくは事業を廃止しよ

うとするときは、市長に報告し、承認を受けなければならない。

(災害等の応急工事)

第7条 災害に伴う応急工事又は小規模応急工事を施行するときは、別に定めるところによる。

(起工等の手続)

第8条 事業を所管する課等の長(以下「課長」という。)は、内定通知に基づき事業を施行しようとするときは、起工伺等(様式第1号から様式第6号まで)により事業施行手続をするものとする。

(予定価格調書の保管)

第9条 課長は、佐久市財務規則(平成17年佐久市規則第39号。以下「財務規則」という。)の規定により作成された予定価格調書を適切な方法により保管しなければならない。

(請負人等の選定)

第10条 課長は、工事の請負及び測量、調査、設計等の委託を一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により契約しようとするときは、佐久市建設工事請負人等選定委員会規程(平成17年佐久市訓令第52号)に規定する各建設工事請負人等選定委員会の審議に付さなければならない。

2 課長は、前項における審議に基づき作成された入札参加資格要件調書又は請負人等選定調書を適切な方法により保管しなければならない。

(入札通知)

第11条 予算執行者は、工事等を指名競争入札又は随意契約に付するときは、指名競争入札の実施について(様式第7号)又は見積書の提出について(様式第8号)により通知するものとする。

(一般競争入札の公告)

第11条の2 予算執行者は、自ら又は指定した職員をもって、財務規則の規定により一般競争入札の公告を行うものとする。ただし、職員を指定する場合は、課長以上の職にある者とする。

(見積期間)

第12条 予算執行者は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間を設けるものとする。

(入札条件の提示)

第13条 予算執行者は、一般競争入札公告又は指名競争入札通知等により入札条件を示すほか、別記入札心得の例により作成した入札心得を入札参加者に周知しておかななければならない。

(入札)

第14条 予算執行者は、自ら又は指定した職員をもって、財務規則の規定により入札及び開札を執行するものとする。ただし、職員を指定する場合は、課長以上の職にある者とする。

2 工事等を競争入札に付するときの入札回数は、2回を限度とし、2回までの入札で落札者又は落札候補者がいない場合で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定により最終回の最低額の入札者と随意契約による時の見積回数は、2回を限度とするものとする。

3 前項の規定による随意契約が成立しないときは、全業者の指名替えをして競争入札に付さなければならない。ただし、設計内容等の入札条件を変更した場合は、当初の指名業者によるものとする。

4 工事等を競争入札に付さないで随意契約による時の見積回数は、2回を限度としなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これに類する災害が発生した場合において、市長が特に認めるときは、入札の取扱いは、市長が別に定める。

(入札書等)

第15条 入札書又は見積書の様式は、財務規則第110条又は第119条に規定する様式によるものとする。

(入札経過書)

第16条 入札経過書の様式は、財務規則第115条に規定する様式によるものとする。

(落札の通知)

第17条 財務規則第113条第2項の規定による落札者に対する通知を文書により行うときは、様式第9号によるものとする。

(契約書等の作成)

第18条 予算執行者は、工事等の契約を締結しようとするときは、財務規則の規定により契約書を作成するものとする。

2 財務規則第122条の規定により作成する契約書は、長野県建設工事標準請負契約約款(平成8年2

月27日付7監第487号長野県土木部長・農政部長・林務部長・住宅部長通知)又は設計・測量業務等委託標準契約約款(平成8年2月27日付7監第487号長野県土木部長・農政部長・林務部長・住宅部長通知)の例によるものとする。

3 財務規則第123条第2項本文の規定により徴する請書は、様式第10号とする。

(変更契約書等の作成)

第19条 予算執行者は、契約の内容を変更しようとするときは、様式第11号により契約者と協議するものとし、契約を変更するときは、建設工事変更請負契約書(様式第12号)若しくは変更委託契約書(様式第13号)により約定し、又は変更請書(様式第14号)を徴するものとする。

(契約書作成上の留意事項)

第20条 予算執行者は、契約を締結するときは、次の事項に留意するとともに、締結しようとする契約の内容を契約者に熟知させるよう努めなければならない。

(1) 法第26条第3項の規定に該当する工事の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を定めさせること。

(2) 前払金については、別に定める。

(3) 契約者が部分払を請求できる回数の限度は、財務規則第138条第2項に規定する回数以内であること。

(議会の議決を必要とする契約)

第21条 佐久市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年佐久市条例第52号)により議会の議決を得ることとされている予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約については、次により処理するものとする。

(1) 部長は、落札者が決定したときは、所要事項を市長に報告しなければならない。

(2) 予算執行者は、落札者が決定したときは、第19条の規定にかかわらず、建設工事請負仮契約書(様式第15号)を作成しなければならない。

2 部長は、議会の議決等を得るため必要な処理をし、議決等があった場合は、様式第16号により契約者に通知するものとする。

3 予算執行者は、予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約の変更をしようとするときは、建設工事変更請負仮契約書(様式第17号)を作成するものとする。ただし、減額により予定価格が1億5,000万円未満となる場合は、建設工事変更請負契約書(様式第12号)によるものとする。

4 第1項第1号及び第2項の規定は、前項本文の場合について準用する。

(契約書の附属書)

第22条 部長は、契約書に定めのない事項その他の実施細目について契約者と協議した事項があるときは、協定書等により約定するものとする。

(監督職員の指定)

第23条 予算執行者は、工事等の箇所ごとに職員のうちから監督職員を指定し、必要に応じて副監督職員を指定するものとする。監督職員又は副監督職員(以下「監督職員等」という。)に変更があったときも、同様とする。

2 副監督職員は、監督職員がやむを得ない事情により、指定に係る工事等の箇所の監督に従事できない場合において、監督職員に代わってその職務に従事するものとし、契約人に対する契約上の地位は、監督職員と同様とする。

3 予算執行者は、第1項の規定により監督職員等が指定されたとき、又は変更したときは、監督職員指定(変更)通知書(様式第18号)により契約者に通知するものとする。

(監督職員等の職務)

第24条 監督職員等は、佐久市建設工事監督業務規程(平成17年佐久市訓令第47号)及び佐久市建設工事に係る委託業務監督業務規程(平成17年佐久市訓令第48号)(以下これらを「監督業務要領等」という。)に定める職務を行うものとする。

(監督等の記録)

第25条 監督職員等は、契約者に対する指示又は承諾は、原則として書面をもってこれを行うものとする。

2 監督職員等は、監督業務要領等に定める事項を監督日誌に記録しなければならない。

(監督の報告)

第26条 監督職員等は、監督業務要領等に定める事項に該当する事由があるときは、その旨を課長に報告しなければならない。

2 課長は、前項の規定による報告を受けた場合において必要と認めるときは、速やかに監督職員等に命令し、又は指示しなければならない。

(工事等の施行中止)

第27条 予算執行者は、契約に基づき工事等の施行を一時中止するときは、契約者に対し工事等の一時中止通知書(様式第19号)により通知するものとする。

(会計課長等が行う検査)

第27条の2 財務規則第132条第1項に規定する市長が別に定める工事等の検査(中間検査、出来形検査及びしゅん工検査をいう。以下同じ。)は、次のとおりとする。

(1) 契約金額が100万円(震災、風水害、火災その他これに類する災害が発生した場合において、市長が特に認めるときは、市長が別に定める額)以上の工事等の検査

(2) 前号に掲げるもののほか、会計課長が必要と認める工事等の検査

(検査職員の指定)

第28条 課長は、工事等の検査を行わせるため、検査ごとに所管する課の職員のうちから検査職員を指定するものとする。ただし、所管する課の職員以外の者に委託して検査をしようとするときは、第31条の規定による。

2 前項本文の規定にかかわらず、会計課長は、必要と認めるときは、前条に規定する検査を行うため、会計課以外の課等の職員のうちから検査職員を指定することができる。この場合において、会計課長は、当該指定する職員が所属する課等の長に、検査職員の指定について了解を得るものとする。

(検査の指示等)

第29条 課長は、検査をする場合において破壊検査その他検査について留意すべき事項があるときは、あらかじめ検査職員に指示するものとする。

(検査)

第30条 課長は、工事等の施工の途中において、予算執行者が特に検査を必要と認める場合及び契約者から出来形部分の確認の申出又はしゅん工届(委託にあつては、完了届)の提出があつたときは、佐久市建設工事検査規程(平成17年佐久市訓令第49号)及び佐久市建設工事に係る委託業務検査規程(平成17年佐久市訓令第50号)に基づき、自ら又は第28条の規定により指定された検査職員により検査を行うものとする。

2 課長は、前項の規定により検査を行うときは、あらかじめしゅん工(中間・出来形)検査実施通知書(様式第20号)により契約者に通知するとともに、監督職員等及び契約者の立会いを求めなければならない。

3 検査職員は、第1項の規定による検査を行ったときは、次の表の左欄に定める区分に従い当該中欄に定める復命書により課長に復命するとともに、当該右欄に定める調書を作成しなければならない。

区分	復命書	調書
中間検査	中間検査復命書(様式第21号)	
出来形検査	出来形検査復命書(様式第22号)	出来形検査調書(様式第23号)
しゅん工(完了)検査	しゅん工(完了)検査復命書(様式第24号)	しゅん工(完了)検査調書(様式第25号)

4 課長は、前項に規定する復命があつたときは、その内容により指示又は是正すべき事項を監督職員等に命じて速やかに所要の措置をするものとする。

5 課長は、第1項の規定による検査の結果を次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める検査結果通知書により契約者に通知するものとする。

(1) 出来形検査 出来形検査結果通知書(様式第26号)

(2) しゅん工(完了)検査 しゅん工(完了)検査結果通知書(様式第27号)

6 課長は、第3項に規定する復命書に基づき工事等が検査に合格しないと認めるときは、契約者に対し、しゅん工(完了)検査結果通知書により手直しを命ずるものとする。

7 第2項から第5項までの規定は、前項の手直しについて準用する。

(検査の委託等)

第31条 課長は、職員以外の者に委託して検査をしようとするときは、あらかじめ予算執行者に協議しなければならない。

2 課長は、事業を所管する課の職員以外の職員に委託して検査をしようとするときは、あらかじめ委託書(様式第28号)を検査を依頼しようとする課等の長に提出するものとする。

第32条 前条第2項に規定する委託書を受領した課等の長は、第28条の規定に準じ、検査職員指定等の手続を行い、しゅん工(中間・出来形)検査実施通知書(様式第29号)により、課長に通知するものとする。

2 検査の依頼を受けた検査職員は、検査の結果を第30条第3項の規定により復命するものとする。

3 検査の依頼を受けた課等の長は、前項の規定による復命があったときは、その結果をしゅん工(中間・出来形)検査実施結果通知書(様式第30号)により、復命書とともに課長に通知するものとする。

(損害賠償等の取扱い)

第33条 部長は、工事等の施行に関し契約者又は第三者に対して損害の賠償をしなければならない事由が発生したときは、次に掲げる事項について速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 損害発生の時期及び場所

(2) 損害金額、損害状況その他損害についての事実

(3) 当事者及び利害関係人

(4) 損害の発生原因又は損害の発生と因果関係があると認められる事項

(5) 損害発生に伴い、又は損害の拡大を防止するために採った処置

(6) 前各号に掲げるもののほか、損害の発生に関して参考となる事項

2 部長は、損害賠償又は費用の負担に関して支出を要するときは、市長に協議するものとする。

(その他)

第34条 様式中の番号については、必要に応じ整理番号を付して使用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の佐久市建設工事事務処理規程(平成11年佐久市訓令第2号)、浅科村建設工事事務処理規程(平成13年浅科村訓令第3号)又は望月町建設工事事務処理規程(平成10年望月町訓令第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年5月19日訓令第16号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成20年2月26日訓令第3号)

この規程は、訓令の日から施行する。

附 則(平成22年2月26日訓令第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の佐久市建設工事事務処理規程及び佐久市工事の契約保証金に関する取扱規程の規定により行った入札公告及び入札又は見積通知に基づく契約については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月28日訓令第2号)

(施行期日)

1 この規程は、訓令の日から施行し、この規程による改正後の佐久市建設工事事務処理規程別記第8条の規定は、同日以後の入札公告又は指名通知に係る競争入札から適用する。

(佐久市建設工事請負人等選定委員会規程の一部改正)

2 佐久市建設工事請負人等選定委員会規程(平成17年訓令第52号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成24年8月21日訓令第7号)

改正

平成25年3月21日訓令第4号

この規程は、訓令の日から施行し、この規程による改正後の佐久市建設工事事務処理規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成24年10月1日以後に開催する佐久市建設工事請負人等選定委員会又は部（局）建設工事請負人等選定委員会において審議に付される案件から適用する。ただし、新規程別記第7条第2項の規定は、同日以後の入札公告又は指名通知に係る競争入札から適用する。

附 則 (平成25年3月21日訓令第4号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第5号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日訓令第2号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月10日訓令第8号)

この規程は、訓令の日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日訓令第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月1日訓令第2号)

この規程は、訓令の日から施行する。

附 則 (平成31年2月4日訓令第3号)

この規程は、訓令の日から施行する。

附 則 (令和元年5月13日訓令第5号)

(施行期日)

1 この規程は、訓令の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の佐久市建設工事事務処理規程（以下「改正後規程」という。）別記第3条第2項、様式第7号、様式第8号及び様式第9号の規定は、この規程の施行の日以後に行う入札について適用する。ただし、令和元年9月30日以前に工期又は履行期間が終了する契約については、なお従前の例による。

3 改正後規程別記第10条第5項、様式第10号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第15号及び様式第17号の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約について適用する。ただし、この規程の施行の日の前日までに締結した契約に係る変更契約及びこの規程の施行の日以後に締結する契約のうち令和元年9月30日以前に工期又は履行期間が終了する契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年8月20日訓令第7号)

この規程は、令和元年10月1日から施行し、第1条の規定による改正後の佐久市建設工事事務処理規程及び第2条の規定による改正後の佐久市工事の契約保証金に関する取扱規程の規定は、同日以後に行った入札の公告又は指名若しくは見積の通知に係る契約について適用する。

附 則 (令和元年11月20日訓令第8号)

この規程は、訓令の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、同日以後に行った入札の公告又は指名若しくは見積の通知に係る契約について適用する。

附 則 (令和元年12月2日訓令第9号)

この規程は、訓令の日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日訓令第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月23日訓令第3号)

この規程は、訓令の日から施行する。

附 則 (令和5年5月18日訓令第4号)

この規程は、令和5年7月1日から施行し、第1条の規定による改正後の佐久市建設工事事務処理

規程及び第2条の規定による改正後の佐久市工事の契約保証金に関する取扱規程の規定は、同日以後に行った入札の公告又は指名若しくは見積の通知に係る契約について適用する。

別記（第13条関係）

入札心得

（趣旨）

第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書（案）又は委託契約書（案）、この入札心得、現場等を熟覧し、承知したうえで入札しなければならない。

（入札保証金の納付）

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- （1） 入札参加者が保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を市長に提出して確認を得たとき。
 - （2） 入札参加者が過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。
- 2 落札者が契約を締結しないときは、前項ただし書の規定により納めないこととした金額に該当する金額を納付しなければならない。

（入札の方法）

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入のうえ、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。ただし、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）による場合は、公告又は指名通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

- 2 入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札金額に対応した積算内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を要するものにあつては、これを入札書に添えて提出しなければならない。
- 4 入札書は、書留郵便で差し出すことができる。この場合において、入札参加者は、封筒の表面に「何入札書」と明記しなければならない。ただし、電子入札による場合は、市長の承諾を得た場合に限り、書留郵便又は持参することにより提出することができる。
- 5 前項の入札書が、所定の入札日時までに到着しないときは、当該入札はなかったものとする。
- 6 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を市長に提出して確認を受けなければならない。
- 7 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 一度提出した入札書及び内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の辞退）

第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで（電子入札による場合は、電子入札システムにより入札書を提出するまで）は、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - （1） 入札執行前に辞退するとき 入札辞退届（別記様式）を直接持参し、又は郵送（入札の前日までに到達したものに限り。）して行う。
 - （2） 入札執行中に辞退するとき 入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - （3） 電子入札による場合にあつては、電子入札システムにより入札辞退届を提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(経営事項審査結果通知書)

第6条 入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日の経営事項審査(以下「経審」という。)結果の通知を受けていなければならない。

2 入札参加者は、前項の経審の結果の通知を受けていないときは、入札を辞退しなければならない。

3 仮契約を締結した工事については、第1項の契約予定日は、本契約の予定日とする。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、市長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 市長は、入札公告、指名通知又は設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告又は指名通知で示す入札手続等を取りやめることがある。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札書等

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書等

(3) 入札参加者が協定して入札した入札書等

(4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書等

(5) 記名又は押印のない入札書等(電子入札による場合は、有効な電子証明書を取得していない者のした入札書等)

(6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

(7) 入札書により入札をすべき場合に入札者のした見積書

(8) 2回までの入札で落札者又は落札候補者がいない場合で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最終回の最低額の入札者が随意契約により見積書による入札をすべき場合にした入札書

(9) 内訳書の提出を要するものにあつては、これを提出しない入札者のした入札書等及び内訳書に記載すべき事項の記載がない入札書等

(10) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書等

(開札)

第9条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

ただし、当該入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員の立会いにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札による場合は、入札参加者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができるものとする。

(落札者又は落札候補者及び落札価格の決定)

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者又は落札候補者とする。

(1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。

(2) 落札者又は落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき(工事の請負契約に限る。)

(3) 落札者又は落札候補者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるとき。

(4) 失格基準価格を設けてある場合に、入札価格が失格基準価格未満であるとき。

2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、市長の行う調査に協力しなければならない。

3 落札又は落札候補となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者によるくじにより落札者又は落札候補者を定めるものとする。

4 くじ引により落札者又は落札候補者を決める場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない当市の職員にくじを引かせるものとする。

5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（再度入札）

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとする。

（入札保証金の処理）

第12条 入札保証金は、落札者が決定したときに、直ちに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

（契約保証金の納付）

第13条 落札者は、市長が金銭的保証を求める場合は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

（1） 契約保証金の納付

（2） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（3） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

（4） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（5） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

（1） 契約金額が50万円未満（工事の請負契約にあつては、130万円未満）であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと市長が認めるとき。

（2） 当初の設計額が130万円以上300万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行すると市長が認めるとき。

3 契約者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

4 第1項の規定により落札者が同項第2号及び第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号及び第5号に掲げる保証に付したときは、契約保証金の納付を免除する。

第14条 落札者は、市長が役務的保証を求める場合は、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の100分の30以上としなければならない。

3 請負代金額に変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の100分の30に満たない場合は、市長は、保証金額の増額を請求することができ、保証金額が変更後の請負代金額の100分の30を超える場合は、契約者は、保証金額の減額を請求することができる。

（契約の締結）

第15条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が1億5,000万円以上の工事については、仮契約とする。

2 前項ただし書の工事については、佐久市議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。

3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を市長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

4 契約に要する経費は、契約者の負担とする。
(工事等の着手)

第16条 契約者は、契約（本契約）締結後10日以内に、工事に着手しなければならない。
(技術者の配置等)

第17条 契約者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を配置しなければならない。

2 契約者は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請の状況を文書で市長に報告しなければならない。

備考1 工事等に要する材料購入の場合にもこれに準じて作成すること。

2 債務負担行為に基づく工事等については、その旨を周知すること。

別記様式
別記様式

入 札 辞 退 届

(届出先) 佐久市長

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

工事（事業）名	
工事（事業）箇所	

- 4 完成（完了）期限 着工（着手）の日から 年 月 日まで
- 5 一般競争入札公告執行者
- 6 入札（見積）日時及び場所 年 月 日 時 分から（場所 ）
- 7 入札及び開札執行者
- 8 前払金及び 前払金については、「佐久市工事の前金払に関する
中間前払金 取扱規程」により前払いする。また、中間前払金に
については、「佐久市工事の中間前金払に関する取扱
規程」により中間前払いする。
- 9 部分払金 佐久市財務規則の規定による回数の範囲内で部分
払する。ただし、請負（委託）額 50 万円未満の工事
・業務は除く。
- 10 入札保証金 徴収する。ただし、佐久市財務規則第 109 条第 1
項第 1 号・第 2 号又は第 3 号に該当する場合は免除
する。
- 11 契約保証金 金銭的保証 契約額の 10 分の 以上（低入札
価格調査対象となった場合、役務的保証）。ただし、
佐久市財務規則第 124 条第 2 項に該当する場合は契
約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第 3 項
に該当する場合は免除する。
- 12 監督職員職氏名
- 13 副監督職員職氏名
- 14 予算等 次表のとおり

支 出 科 目		
配 当 予 算 額		円
設計額	(消費税込)	円
	(消費税抜)	円
	(消費税)	円

年 月 日

様

佐久市長

印

指名競争入札の実施について（通知）

下記により入札を行いますので通知します。

記

- 1 入札の目的 建設工事の請負（業務の委託）契約
- 2 工事（業務）名
- 3 工事（業務）箇所名
- 4 工事（業務）完成期限 着手日から 年 月 日まで
- 5 入札開札の日時及び場所 年 月 日 時から（場所 ）
- 6 前払金及び中間前払金 前払金については、「佐久市工事の前金払に関する取扱規程」により前払いする。また、中間前払金については、「佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程」により中間前払いする。
- 7 部分払金 原則として、1件の契約額が50万円以上の工事等について、佐久市財務規則の規定による回数
の範囲内で部分払する。
- 8 入札保証金
- 9 契約保証金
- 10 債務負担行為 有（一部・全部） 無
- 11 その他

- (1) 第2回の入札をしても落札できないときは、最終回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は、2回を限度とする。
- (2) 随意契約による見積辞退については、入札心得第5条の規定を準用する。この場合において第5条中「入札」とあるのを、「見積」と、「次」とあるのを、「第2号」と読み替えるものとする。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入のうえ、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。
- (5) 低入札価格調査の対象となった工事に配置する現場代理人及び主任技術者は、落札者と「入札日以前に3か月以上の雇用関係にある者」とする。契約時に当該関係を証明する書類を提出すること。

工事（業務）発注部課名

備考 各項目は、内容又は実情に応じて、適宜変更し、又は削除すること。

年 月 日

様

佐久市長 印

見積書の提出について（通知）

下記の事項を承知のうえ見積書を 年 月 日に提出してください。

記

- 1 工 事（業 務）名
- 2 工事（業務）箇所名
- 3 工事（業務）完成期限 着手日から 年 月 日まで
- 4 入札開札の日時及び場所 年 月 日 時から（場所 ）
- 5 前 払 金 及 び 前払金については、「佐久市工事の前金払に
中 間 前 払 金する取扱規程」により前払いする。また、中間前
払金については、「佐久市工事の中間前金払に
する取扱規程」により中間前払いする。
- 6 部 分 払 金 原則として、1件の契約額が50万円以上の工
事等について、佐久市財務規則の規定による回数
の範囲内で部分払する。
- 7 契 約 保 証 金
- 8 債 務 負 担 行 為 有（一部・全部） 無
- 9 そ の 他
 - (1) 見積回数は、2回を限度とする。
 - (2) 契約金額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

工事（業務）発注部課名

備考 各項目は、内容又は実情に応じて、適宜変更し、又は削除すること。

年 月 日

様

佐久市長 印

競争入札の落札について（通知）

年 月 日に入札に付した下記の工事（業務）は、貴社に落札が決定しましたので、備考の事項を留意のうえ、請負（委託）契約を締結してください。

記

- 1 工 事（業 務）名
- 2 工 事（業 務）箇 所 名
- 3 工事（業務）完成（完了）期限
- 4 落 札 金 額 円
入 札 書 の 記 載 金 額 円
入札金額の100分の10相当額 円

- 備考1 入札心得に示したとおり、落札の決定後5日以内に契約を締結すること。
- 2 契約を締結するときは、本書を持参すること。
 - 3 入札心得に示したとおり、契約書に貼付する収入印紙は、請負（受託）者の負担とすること。

年 月 日

様

佐久市長 印

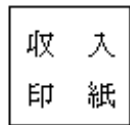
契約の変更について（通知）

このことについて、下記のとおり契約の変更を協議したいので至急来庁してください。

記

工事（業務）名		
工事（業務）箇所名		
契約金額	現契約金額	（うち取引に係る消費税額） 円 円
	変更協議しようとする契約金額	（うち取引に係る消費税額） 円 円
	差引増減額	（うち取引に係る消費税額） 円 円
保証金額	現保証金額	円
	変更しようとする契約保証金額	円
	差引増減額	円
変更協議しようとする工期（履行期間）	年 月 日から （変更前） 年 月 日まで （変更後） 年 月 日まで	増減（△）日数 日間
契約の変更を必要とする理由		

備考 各項目は、内容又は実情に応じて適宜変更し、又は削除すること。



変 更 請 書

年 月 日

（提出先）佐久市長

請負（受託）者 住 所
氏 名 ㊦

年 月 日付けで請負った（受託した）建設工事（業務）の内容が、下記のとおり変更されたので、設計図書を承知のうえ、この工事（業務）を相違なくしゅん工（完了）します。

記

- 1 工事（業務）名
- 2 工事（業務）場所
- 3 変更工期（履行期間） 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 変更請負代金（委託料）増加（減少）額 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額（委託料）に10/110を乗じて得た額である。
〔（ ）の部分は、請負（受託）者が課税業者である場合に使用する。〕
- 5 変更契約保証金増加（減少）額 契約を履行できなかったときには、請負代金額（委託料）の100分の10に相当する額を納入します。
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
〔注〕建設工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）分別解体等の方法、（2）解体工事に要する費用、（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（4）再資源化等に要する費用について記載した書面を添付する。
- 7 変更工事（業務）の内容 別冊の設計図書のとおり
- 8 その他 変更請書についても、元請書において定められた事項は遵守します。

収 入
印 紙

建設工事請負仮契約書

- 1 工事名
2 工事場所
3 工期 年 月 佐久市議会議決の日から
年 月 日まで
4 請負代金額 円

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。〕

〔（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。〕

- 5 契約保証金 円

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。

なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

〔注〕建設工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）分別解体等の方法、（2）解体工事に要する費用、（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（4）再資源化等に要する費用について記載した書面を添付する。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 佐久市長 印

請負者 住 所
氏 名 印

備考 建設工事請負契約約款（契約条項）を添付すること。

年 月 日

様

佐久市長 印

議会の議決について（通知）

年 月 日付けで仮契約（変更仮契約）を締結した下記の工事について
は、年 月 日付で佐久市議会において議決（佐久市長の専決処分）され
ました。

記

工 事 名

工事場所

工 期

年 月 日佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分）の日
から 年 月 日まで

請負代金額

円

収 入
印 紙

建設工事変更請負仮契約書

- 1 工事名
2 工事場所
3 変更工期 年 月 日から
年 月 日まで
4 変更請負代金増加（減少）額 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

〔（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。〕

- 5 変更契約保証金増加（減少）額 円
6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

〔注〕建設工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）分別解体等の方法、（2）解体工事に要する費用、（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（4）再資源化等に要する費用について記載した書面を添付する。

- 7 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり

年 月 日付で契約を締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更することについて、仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても、元契約において定められた事項を遵守するものとする。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 佐久市長 ㊟

請負者 住 所
氏 名 ㊟

備考 建設工事請負契約約款（契約条項）を添付すること。

監督職員指定（変更）通知書

年 月 日

様

佐久市長 印

工事（業務）名

工事（業務）箇所名

年 月 日付けで契約を締結した前記工事（業務）に係る監督職員及び副監督職員を、下記のとおり指定（変更）したので通知します。

記

- 1 監督職員（変更前）職氏名
" （変更後）職氏名
- 2 副監督職員（変更前）職氏名
" （変更後）職氏名

工事等の一時中止通知書

年 月 日

様

佐久市長 印

工事（業務）名

工事（業務）箇所名

工期（履行期間） 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日付けで契約を締結した上記工事（業務）の施行を、下記のとおり一時中止しますので通知します。

なお、工期（履行期間）については、下記3のとおり契約の変更を協議したいので、来庁してください。

記

- 1 中止期間 年 月 日から
年 月 日まで 日間
- 2 工事（業務）の施行を一時中止する理由
- 3 完成期限 年 月 日

しゅん工（中間・出来形）検査実施通知書

年 月 日

様

佐久市長 印

工 事（業 務）名

工事（業務）箇所名

年 月 日付けで届出のあった上記工事（業務）について、下記のとおり検査を実施します。

記

1 検査職員所属氏名

2 検査年月日・時間 年 月 日 時 分から

3 検査場所

中 間 検 査 復 命 書

検 印

年 月 日

検査職員
 所 属
 氏 名 ㊟

立会人
 所 属
 氏 名 ㊟

中間検査の結果は、下記のとおりです。

記

工 事（業 務）名			
工事（業務）箇所名			
契 約 金 額	円	契 約 年 月 日	年 月 日
変 更 契 約 年 月 日 （第1回）	年 月 日	変 更 契 約 年 月 日 （第2回）	年 月 日
工 期（履 行 期 間）	年 月 日 から 年 月 日 まで	検 査 年 月 日	年 月 日
請 負（受 託）者 住 所 氏 名			
検 査 内 容 と 概 要			

出 来 形 検 査 復 命 書

検 印

年 月 日

検査職員
 所 属
 氏 名 ㊟

立 会 人
 所 属
 氏 名 ㊟

出来形検査の結果は下記のとおりです。

記

工 事（業 務）名			
工事（業務）箇所名			
契 約 金 額	円	検査請求年月日	年 月 日
契 約 年 月 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日
変 更 契 約 年 月 日 （第1回）	年 月 日	変 更 契 約 年 月 日 （第2回）	年 月 日
工 期（履 行 期 間）	年 月 日 から 年 月 日 まで	出 来 形 率	%
請 負（受 託）者 住 所 氏 名			

- 備考 1 別紙出来形検査内訳書及び付表を添付すること。
 2 様式第23号及び様式第26号との3部複写とする。

(付表1)

				出 来 高 内 訳 付 表	
契約金額	× 出来高率0.	× 0.90		= 出来高の9分金額	千円 (端数切捨)
前払金額	× 出来高率0.			= 前払金返納額-	千円 (端数切上)
第1回	+ 第2回	+ 第3回	}	= 前回までの出来高払額- (実支払額)	千円
+ 第4回	+ 第5回	+ 第6回			
				今回支払額 ≤	千円

(付表2)

				出 来 高 内 訳 付 表	
契約金額	× 出来高率	× 0.90		= 出来高の9分金額	千円 (端数切捨)
第1回	+ 第2回		}	= 当該会計年度の部分払の額 (支払済額) -	千円
+ 第3回	+ 第4回				
(請負代金相当額) - (前年度までの出来高予定額) × $\frac{\text{当該会計年度前払金額}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$				+ 出来高超過額))
				= 前払金返納額-	千円 (端数切上)
				今回支払額 ≤	千円

備考 債務負担行為に基づく契約について使用すること。

出 来 形 検 査 調 書

検 印

年 月 日

検査職員
 所 属
 氏 名 ㊟

立会人
 所 属
 氏 名 ㊟

下記のとおり検査しました。

記

工 事（業 務）名			
工事（業務）箇所名			
契 約 金 額	円	検査請求年月日	年 月 日
契 約 年 月 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日
変 更 契 約 年 月 日 （第1回）	年 月 日	変 更 契 約 年 月 日 （第2回）	年 月 日
工 期（履 行 期 間）	年 月 日 から 年 月 日まで	出 来 形 率	%
請 負（受 託）者 住 所 氏 名			

備考 別紙出来形検査内訳書及び付表を添付すること。

しゅん工（完了）検査復命書（第 回）

検 印

年 月 日

検査職員
 所 属
 氏 名 ㊟

立会人
 所 属
 氏 名 ㊟

しゅん工（完了）検査の結果は下記のとおりです。

記

工 事（業 務）名			
工事（業務）箇所名			
契 約 金 額	円	しゅん工（完了） 年 月 日	年 月 日
契 約 年 月 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日
変更契約年月日 （第1回）	年 月 日	変更契約年月日 （第2回）	年 月 日
工期（履行期間）	年 月 日から 年 月 日まで		
請 負（受 託）者 住 所 氏 名			
工 事 業 務 概 要			
検 査 結 果			

- 備考
- 1 不合格のときは、検査結果欄にその旨及び理由を記入すること。
 - 2 手直しを要するときは、検査結果欄に「不合格」と記入し、手直しを指示する事項及びその期限を記入すること。
 - 3 再検査のときは、標題の次に回数を記入すること。
 - 4 様式第25号及び様式第27号との3部複写とする。ただし、不合格のときは、様式27号との2部複写とする。

様式第25号 (第30条関係)
 様式第25号 (第30条関係)

しゅん工 (完了) 検査調書 (第 回)

検 印

年 月 日

検査職員
 所 属
 氏 名 ㊟

立 会 人
 所 属
 氏 名 ㊟

下記のとおり検査しました。

記

工 事 (業 務) 名			
工事 (業務) 箇所名			
契 約 金 額	円	しゅん工 (完了) 年 月 日	年 月 日
契 約 年 月 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日
変 更 契 約 年 月 日 (第 1 回)	年 月 日	変 更 契 約 年 月 日 (第 2 回)	年 月 日
工 期 (履 行 期 間)	年 月 日 から 年 月 日 まで		
請 負 (受 託) 者 住 所 氏 名			
工 事 業 務 概 要			
検 査 結 果			

出来形検査結果通知書

年 月 日

様

佐久市長 印

出来形検査の結果は、下記のとおりです。

記

工 事（業 務）名			
工事（業務）箇所名			
契 約 金 額	円	検査請求年月日	年 月 日
契 約 年 月 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日
変更契約年月日 （第1回）	年 月 日	変更契約年月日 （第2回）	年 月 日
工期（履行期間）	年 月 日から 年 月 日まで	出 来 形 率	%
請 負（受 託）者 住 所 氏 名			

様式第27号（第30条関係）
 様式第27号（第30条関係）

しゅん工（完了）検査結果通知書（第 回）

年 月 日

様

佐久市長 印

しゅん工（完了）検査の結果は、下記のとおりです。

記

工 事（業 務）名			
工事（業務）箇所名			
契 約 金 額	円	しゅん工（完了） 年 月 日	年 月 日
契 約 年 月 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日
変更契約年月日 （第1回）	年 月 日	変更契約年月日 （第2回）	年 月 日
工期（履行期間）	年 月 日から 年 月 日まで	工作物（目的物） 引 取 年 月 日	年 月 日
請 負（受 託）者 住 所 氏 名			
工 事 業 務 概 要			
検 査 結 果			

委 託 書

年 月 日

様

事業所管課の長 印

下記の工事（業務）について、中間・出来形・しゅん工 検査を依頼します。

記

工 事（業 務）名	
工 事（業 務）箇 所 名	
工 事（業 務）概 要	
請負（受託）者住所氏名	
工 期 （履 行 期 間）	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	円
検 査 希 望 年 月 日	年 月 日

様式第29号（第32条関係）
様式第29号（第32条関係）

しゅん工（中間・出来形）検査実施通知書

年 月 日

様

検査実施課の長 印

工 事（業 務）名
工事（業務）箇所名

年 月 日付けで依頼のあった上記工事（業務）について、下記のとおり検査を実施します。

記

1 検査職員所属氏名

2 検査年月日・時間 年 月 日 時 分から

3 検 査 場 所

様式第30号（第32条関係）
様式第30号（第32条関係）

しゅん工（中間・出来形）検査実施結果通知書

年 月 日

様

検査実施課の長 印

工 事（業 務）名

工事（業務）箇所名

年 月 日付けで依頼のあった上記工事（業務）の検査の結果は、別添復命書のとおりです。